

半田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世 孝宏

#### 半田市規則第十七号

##### 半田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

半田市国民健康保険税条例施行規則（昭和四十八年半田市規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一人世帯の項中「九十八万四千元」を「九十九万四千元」に、同表二人世帯の項中「百五十三万円」を「百五十五万円」に、同表三人世帯の項中「二百七万五千元」を「二百十万六千元」に、同表四人世帯の項中「二百六十二万一千円」を「二百六十六万二千元」に改め、同表備考中「五十四万五千元」を「五十五万五千元」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

##### （適用区分）

2 この規則による改正後の半田市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和六年度以後の年度分の保険税について適用し、令和五年度分までの保険税については、なお従前の例による。